

件名	受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区立川 スモークフリーキャラバンの会 スモークフリーキャラバン in TOKYO 0 外1人			
受理年月日	平成28年7月27日	受理番号	第32号	
<p>要旨</p> <p>住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例を早期に制定してください。</p> <p>(理由)</p> <p>喫煙の健康障害については既に医学的にも立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから、社会的対策が強く求められています。</p> <p>また、オリンピックについては、国際オリンピック委員会（IOC）が1988年に禁煙方針を採択し、カルガリー大会以降、会場の内外が禁煙化されました。さらに、2005年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」が発効し、2010年には国際オリンピック委員会と世界保健機関（WHO）は「たばこのないオリンピックをめざす合意文書」に調印しました。以来、オリンピックは会場だけでなく、飲食店を含む屋内施設が全面禁煙の国や都市で開催されることが慣例となっています。2008年北京（夏）、2010年バンクーバー（冬）、2012年ロンドン（夏）、2014年ソチ（冬）の各大会では、国ないしは都市で受動喫煙防止の法整備（罰則有）をした上で開催し、本年開催されるリオデジャネイロ（夏）でも既に全面禁煙化が実現しています。</p> <p>しかし、東京都では都民の75.6%が規制（「罰則つき」53.4%、「罰則なし」22.2%、産業医科大学 大和教授報告）を求めているにもかかわらず、条例の制定は足踏み状態であり、このままではオリンピックに屋内全面禁煙の国から参加する選手団や観光客に、不快な思いをさせることとなります。さらに、受動喫煙防止施策は国や都だけの専決事項ではなく、基礎自治体としての責任も重大です。都下に広く滞在・観光するこれらの人に対してばかりでなく、当該地域住民（特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者）の健康を守るためにも、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定を求めるものです。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				